健起第３６５２号－１

令和３年２月１９日

高齢者施設設置法人代表者　様

高齢者施設施設長　様

米子市福祉保健部長

（公　印　省　略）

高齢者施設における新型コロナウイルスワクチン接種について（照会）

　日頃より、本市福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　さて、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重傷者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、新型コロナウイルスワクチンの接種が実施されます。

入所・居住系の高齢者施設につきましては、平時の定期接種方式をふまえつつ各施設において接種場所及び接種方法を検討することとされており、検討の結果、接種体制が確立できない見込みの高齢者施設については、市町村が調整することとされています。

　つきましては、下記のとおり照会させていただきますので、添付しております資料を参考に、接種場所及び接種方法を検討の上、回答いただきますようお願いいたします。

記

１．調査対象高齢者施設

・ 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

・ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

・ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム

・ サービス付き高齢者向け住宅

・ 生活支援ハウス

２．照会内容

　　入所者（６５歳以上）の施設内での接種、入所者と直接接する従業員の同時接種等について、照会いたします。

　　別紙（高齢者施設における新型コロナウイルスワクチンの接種について（米子市））及び参考資料（国作成資料）を基に、施設の医師、嘱託医、協力医療機関等とも協議の上、高齢者施設における接種場所及び接種方法を検討いただき、回答をお願いします。

３．回答の方法

　　　別紙調査票に必要事項を記入の上、ＦＡＸ、メール又は郵送にて回答をお願いします。調査票は１施設ごとに１枚作成をお願いします。

　　　別紙調査票様式を米子市ホームページ（長寿社会課）に掲載する予定ですので、ダウンロードしてご活用ください。

４．回答期限　令和３年３月３日（水）

５．回答先

　　〒683-8686

　　米子市加茂町一丁目１番地

米子市福祉保健部長寿社会課

　　　ＦＡＸ　２３－５０１２

　　　ｍａｉｌ　choju@city.yonago.lg.jp

【事務担当】

《調査票の提出に関すること》

〒683-8686

米子市加茂町一丁目１番地

米子市福祉保健部長寿社会課

担当　荒松・藤原

電 話　２３－５１５６

　ＦＡＸ　２３－５０１２

　ｍａｉｌ　choju@city.yonago.lg.jp

《接種体制に関すること》

〒683-0811

米子市錦町一丁目139番地3

米子市福祉保健部健康対策課

新型コロナウイルスワクチン接種推進室

担当　渡部・小西

電　話　２１－４０８０

　ＦＡＸ　２３－５４６０

　ｍａｉｌ　kentai@city.yonago.lg.jp

別　紙

**高齢者施設における新型コロナウイルスワクチンの接種**

**について（米子市）**

米子市健康対策課

新型コロナウイルスワクチン接種推進室

**Ⅰ　全体概要**

**１．接種の目的**

新型コロナウイルス感染症による死亡者や重傷者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため。

**２．接種類型**

　　　予防接種法における臨時接種の特例として、国からの指示のもと、県の協力により、市町村においてワクチン接種を行うものとする。接種は努力義務とされ、被接種者の同意のもと実施する。

**３．接種順位**

　　　当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われることから、国が接種順位と時期を公表し、順次接種していくこととなる。

　　　現在、国で想定されている順位及び時期は下記のとおり（見直しの可能性がある）。

２月下旬　医療従事者への先行接種開始

３月下旬　医療従事者への優先接種開始

４月以降　高齢者（令和３年度末までに６５歳以上になる方）への優先接種開始

６月以降　上記以外の方への接種開始（※）

（※）区分ごとに順次、接種開始予定となっており、国の現在の想定は、「基

礎疾患のある方」及び「高齢者施設等の従事者」、「60～64歳の方」、

「それ以外の方」の順が想定されています。

**４．接種の流れ**

　　　住民票のある市町村から接種券及び案内が郵送され、必ず予約をした上で、原則、住民票のある市町村内（※）の接種場所にて接種を受ける。接種券の郵送時期やそれぞれの区分における接種時期は国からの指示による。

　　　（※）入院・入所者、基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合、単身赴任者等一定の要件を満たす場合は、住所地外での接種も可能。

**Ⅱ　米子市における接種体制について**

**１．接種の考え方**

市が準備した特設会場での集団接種と各医療機関における個別接種を併用することと

する。接種順位及び開始時期については、国の指示のとおりとする。

市民向けの接種は、高齢者（６５歳以上）への優先接種が、早くて４月から予定されており、その際ファイザー社製のワクチンが使用されることが想定されていることから、それを前提に以下、記述する。

【ファイザー社ワクチンの特性】

接種回数：2回（21日間隔）

1バイアルの単位：5回分/バイアル

最小流通単位（1回で配送される最小の単位）：195バイアル（975回接種分）

　保管・管理：－75度の超低温冷凍庫（デープフリーザー）にて保管

　　　　　　　冷蔵状態による小分け移送が可能

バイアル開封後の保存条件：接種前に生理食塩液で希釈し、希釈後室温で6時間以内に接種

**２．接種の流れ**

【ワクチン】　　①　　　　　　　　　　　　　　②

国内倉庫　冷凍で直接配送　基本型接種施設　冷蔵で移送　　サテライト型接種施設

医療機関（病院・医院）

高齢者施設併設医療機関等

米子市（ふれあいの里等）

対応可能な医療機関

　　　　　　　　　　個別接種・集団接種（市）による住民接種、高齢者施設内での接種等

**①【基本型接種施設】**

ファイザー社から直接ワクチンの配送を受け、超低温冷蔵庫（ディープフリーザー）でワクチンの保管・管理と、自施設での接種を行う。

米子市が基本型接種施設となり、市内の公共施設等で集団接種を実施するとともに、サテライト型接種施設へのワクチン移送を担うこと想定している。

基本型接種施設となるには事前に登録が必要。

**②【サテライト型接種施設】**

医院やクリニック等が接種医療機関になった場合の接種施設で、基本型接種施設（米子市を想定）から小分けにして冷蔵で移送されるワクチンを、保管・管理しながら、基本型接種施設のディープフリーザーから取り出されてから5日以内に接種を行う。

サテライト型接種施設となるには事前に登録が必要。

**Ⅲ　高齢者施設における接種体制について**

**１．高齢者施設とは**

　　高齢者施設とは、以下の施設を指す。主に入所・居住系の施設が想定されている。

・ 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

・ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

・ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム

・ サービス付き高齢者向け住宅

・ 生活支援ハウス

**２．対象者**

　　高齢者の優先接種は、早くて４月から、６５歳以上（令和３年度末までに６５歳以上になる方）の方を対象に実施される予定である。よって、６５歳未満の高齢者は高齢者施設に入所されていても、接種順位は後順位となる。

**３．接種の場所及び方法の検討**

ワクチンの接種場所は、市が設ける集団接種会場、各接種医療機関（高齢者施設内での接種、巡回接種を含む）のいずれでも可能であり、高齢者施設の入所者の平時の定期接種の接種方式を踏まえつつ、各施設において接種場所を検討する。

　　　接種方法として、以下のような方法が考えられる。

　【１】医療提供施設であれば、サテライト型接種施設となることで、当該施設で接種が可

　　　　能

　【２】嘱託医等の所属医療機関が接種実施医療機関であれば、当該施設内で接種が可能

【３】外部接種医による当該施設内における接種（接種実施医療機関からの巡回接種（※））

【４】医療機関が受診可能な方は自身で接種施設を選択（市の集団接種会場を含む）

　【５】かかりつけの往診医が接種実施医療機関の所属であれば、当該施設内での接種が可

能。

　　　　　（※）「巡回接種」とは、接種会場への移動が困難な者等に対して、接種実施医療機

関等が接種会場以外の場所に赴き、接種会場以外の場所において接種を行うこ

と

**想定される施設ごとの接種場所及び方法の例**（※）

介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設　→　【１】【３】【４】

介護老人福祉施設　→　【１】【２】【３】【４】

有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅・認知症対応型共同生活介護等　→【４】【５】

（※）考えられる接種方式の例であり、これ以外の方法を妨げるものではない。

**Ⅳ　高齢者施設の従事者への接種について**

**１．高齢者施設の従事者の接種順位及び接種方法**

　　　高齢者施設の従事者（※）の接種順位は、上記Ⅰの３．のとおり、高齢者（６５歳以上）に次ぐ優先順位とされている。

　　　接種方法は、上記Ⅰ及びⅡのとおり、住民票所在地の接種実施医療機関（市町村の集団接種会場を含む）で接種することを原則とし、予約の上、市町村から郵送される接種券と、従事している施設が発行する証明書を持参し接種する。

　　　（※）高齢者等が入所する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス等）において、利用者に直接接する職員

**２．高齢者施設の従事者の接種順位の特例**

重症化リスクの大きさ等を踏まえ、高齢者と高齢者施設の従事者の接種順位は異なっている。しかしながら、施設等内のクラスター対策のより一層の推進のため、市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件（※）を満たす高齢者施設において、同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えないとされている。

その際、従事者に対しては接種券が届いていないため、施設等は接種を希望する従事者の名簿を作成し、市町村へ提出する。市町村は接種券付き予診票を作成し、発行する。

ただし、ワクチンの流通量により同時接種がかなわない場合もある。

　　（※）一定の要件

・ワクチン流通量の単位から施設入所者と一緒に接種を受けることが効率的であること

・市町村及び高齢者施設の双方の体制が整うこと

・施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、従事者が同時に接種を受けた場合でも入所者の接種後の健康観察が可能であること

**Ⅴ　各施設にお願いしたいこと**

**１．高齢者施設における接種場所及び方法の検討**

　　　当該施設入所者の接種について、平時の定期接種を基本としつつ、施設併設医療機関の医師、施設の嘱託医やかかりつけ医による接種を依頼いただくなど、接種場所及び方法の検討と確立をお願いします。

　　　その際、ファイザー社ワクチンが１バイアル５回分であることに鑑み、無駄なく効率的な接種が求められていることや、入所者の接種後の健康管理にご留意ください。

　　　施設内での接種を希望される場合で、接種医が確保できない場合は、米子市で調整いたします。

**２．高齢者施設従事者の同時接種の検討**

上記Ⅳのとおり、高齢者施設従事者の接種順位は、原則、高齢者（６５歳以上）の後となっていますが、特例として一定の要件を満たせば、入所者との同時接種も差し支えない扱いとなっているため、入所者との同時接種について検討をお願いします。

**３．米子市から確認させていただく事項**

　　　以上を踏まえ、以下の項目について照会いたします。

①入所者の平時の定期接種を踏まえた接種体制

②当該施設での接種予定者数（概算）（従事者が同時期の接種を希望する場合は、その数を含む）

③嘱託医等の所属医療機関が接種実施医療機関（基本型またはサテライト型接種施設）に該当しない場合における当該施設内での接種を希望する施設（主に介護老人福祉施設を想定）

**【参考資料（国作成資料）】**

詳細は添付の資料でご確認ください。

　○高齢者施設における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的考え方（別添１）

　○高齢者施設による入所者等への接種体制の構築（別添３）

○高齢者施設における新型コロナウイルスワクチン接種について（全体概要）

本資料につきましては現時点での国の考え方、米子市での検討状況を基に作成をしております。内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。